

4 公共施設の減免について（減免種別の定義）

減免種別	定義
公共団体	国、県、他の市町村、公共組合、公社、公庫、事業団、独立行政法人など
公共的団体	市町のスポーツ協会、商工会議所（商工会）、観光協会など
教育機関	幼稚園、保育園、こども園、小学校、中学校、高校など
市町が共催	市町や市町教育委員会が、共催の立場で開催するもの
市町が後援	市町や市町教育委員会が、後援名義使用を許可したもの
自治会	自治会、区
地域活動団体	地域活動、コミュニティ活動を行う団体が、公益的な事業に使用するもの
社会教育関係団体	スポーツ協会や文化協会など、公の支配に属さない団体で社会教育に関する事業を行うことを主たる目的とするもの
社会教育関係団体 傘下の団体	スポーツ協会などに加盟するスポーツ少年団などの各団体、グループ、自治会の班単位での使用
文化事業団体	文化協会などに加盟する各団体、グループ
65歳以上団体	主として65歳以上の方で構成する団体
障害者団体	主として障害者の方で構成する団体
小中学生主体の団体	主として小中学生で構成する団体
公益活動に使用	市民団体などが公益な活動に使用する場合
防災活動に使用	防災会議や防災訓練などの防災活動に使用する場合
競技団体の市民大会	バレーボール協会（例）など競技団体が主催する市民大会など